議案第19号

鯖江市長等の給与および旅費等に関する条例の一部改正について

鯖江市長等の給与および旅費等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年2月20日提出

鯖江市長 佐々木 勝 久

提案理由

国家公務員等の旅費の支給に関する法律および関連法令の一部改正に伴い、鯖江市長等についても、これに準じて所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

鯖江市条例第 号

鯖江市長等の給与および旅費等に関する条例の一部を改正する条例

鯖江市長等の給与および旅費等に関する条例(昭和32年鯖江市条例第5号)の一部を 次のように改正する。

第2条第5項、第3条第3項および第4条第3項中「車賃、日当、宿泊料および食事料」を「その他の交通費、宿泊手当、宿泊費、包括宿泊費」に改める。

別表第1中

Γ

鉄道賃	船賃	航空賃	車賃	日当	宿泊料	食事料
				(1目に	(1夜につ	(1夜につ
				つき)	き)	き)
8級の職	務に相当る	する一般職	機の職	円	円	円
員の例に	員の例による。ただし、鯖江市一				12,00	2, 300
般職の職	般職の職員の旅費に関する条例等				0	
の一部を	改正する	条例(昭和	5 7			
年鯖江市条例第27号)附則第2						
項の規定	は適用し	ないものと	:す			
る。						

を

Γ

鉄道賃	船賃	航空賃	その他の	宿泊手当	宿泊費	包括宿泊費
			交通費	(1夜に	(1夜につ	
				つき)	き)	
一般職の	職員の例に	よる。た	だし、鉄道2	賃、船賃、	旅行中の宿	移動および
航空賃に	おいて運賃	の額の上	限は、最上海	級の運賃の	泊に要する	宿泊に対す
額とし、魚	鯖江市一般	炭職の職員	の旅費に関	する条例等	費用とし、	る一体の対
の一部を記	改正する条	例(昭和	5 7 年鯖江	市条例第2	その上限は	価として支
7号)附	則第2項の	規定は適	用しないもの	のとする。	国家公務員	払われる費
					等の旅費支	用とし、そ
					給規程(昭	の額の上限
					和25年大	は、鉄道
					蔵省令第4	賃、船賃、
					5号)第1	航空賃、そ
					3条第1項	の他の交通
					および別表	費、宿泊費
					第2の指定	の合計額と
					職職員等の	する。
					欄の額を準	
					用する。	

別表第2中

Γ

鉄道賃	船賃	航空賃	車賃	日当	宿泊料	食事料
				(1日に	(1夜につ	(1夜につ
				つき)	き)	き)

8級の職務に相当する一般職の職員の例による。ただし、鯖江市一般職の職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例(昭和57年鯖江市条例第27号)附則第2項の規定は適用しないものとする。

を

Γ

鉄道賃	船賃	航空賃	その他の	宿泊手当	宿泊費	包括宿泊費
			交通費	(1夜に	(1夜につ	
				つき)	き)	

一般職の職員の例による。ただし、鉄道賃、船賃、航空賃において運賃の額の 上限は、最上級の運賃の額とし、鯖江市一般職の職員の旅費に関する条例等の 一部を改正する条例附則第2項の規定は適用しないものとする。

に改める。

別表第3中

Γ

鉄道賃	船賃	航空賃	車賃	日当	宿泊料	食事料	
				(1日に	(1夜につ	(1夜につ	
				つき)	き)	き)	
2級の職務に相当する一般職の職員の例による。							

を

鉄道賃	船賃	航空賃	その他の	宿泊手当	宿泊費	包括宿泊費		
			交通費	(1夜に	(1夜につ			
				つき)	き)			
一般職の職員の例による。								

に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の鯖江市長等の給与および旅費等に関する条例の規定は、この

条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に出発する旅行について適用し、施行 日前に出発した旅行については、なお従前の例による。